一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市奥殿町字赤峯五一の二・八二の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇の四、五一の六から五一の九まで、八二の三、八四の一、九一の七、九四の二、字菅伍田一の三、九の二、一三の四、一四の三、一六の二、二〇の五、字小滝二八の一二・二八の一八・二八の一九・二八の二一・四〇の二・四一の三・四一の一〇・四一の一二・五〇の一〇から五〇の一四まで・六六の一〇から六六の一二まで（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）、二八の七、二八の一六、四一の一、四一の二、四一の一一、五〇の二、五〇の三、字炭焼二八の二（次の図に示す部分に限る。）、字棚田一の九・一の一〇・一三の九から一三の一二まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字大沢洞四二の一五・四二の一六・五四の六・五四の九・五四の一五・五四の三〇・五四の三四・五四の三六・七二の四・七二の一六から七二の一九まで・七二の二一・七二の二三・一〇二の一一・一〇二の三〇・一〇二の三四・一〇二の三五（以上十九筆について次の図に示す部分に限る。）、五四の一六、五四の三一、七二の八、七二の九、七二の一一、七六、一〇二の一二、一〇二の三二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省環境省告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市大井野町字ナカダ三の四・三の五・七の二・二四の一・二五の一・二六の一から二六の三まで・二六の六・二六の八・二九の二から二九の四まで・三〇の一（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）、七の四、七の六、八の一、八の三、二一の三、二一の四、二一の四、二四の四、二五の二、二六の四、二六の五、二六の七、字ミヤウガ六八の一（次の図に示す部分に限る。）、六四の二、六四の四、六四の五、六八の二、字シロ一一の三・一三の一・一三の二・一三の四・二〇の七・二〇の一一・二〇の一四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇の九、岩中町字日尻一の二・三の二、字アシアライ一九の五・二〇の二・二三の二・二四の二・二七の二・三一の三・三七の六・四〇の二・四〇の三・四一の三（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇・二七の一、四二の二、四二の三、字ホツタクゴ一の三・一の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字松葉田一の二・一一の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省環境省告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市大井野町字ナカダ三の四・三の五・七の二・二四の一・二五の一・二六の一から二六の三まで・二六の六・二六の八・二九の二から二九の四まで・三〇の一（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）、七の四、七の六、八の一、八の三、二一の三、二一の四、二一の四、二四の四、二五の二、二六の四、二六の五、二六の七、字ミヤウガ六八の一（次の図に示す部分に限る。）、六四の二、六四の四、六四の五、六八の二、字シロ一一の三・一三の一・一三の二・一三の四・二〇の七・二〇の一一・二〇の一四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇の九、岩中町字日尻一の二・三の二、字アシアライ一九の五・二〇の二・二三の二・二四の二・二七の二・三一の三・三七の六・四〇の二・四〇の三・四一の三（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇・二七の一、四二の二、四二の三、字ホツタクゴ一の三・一の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字松葉田一の二・一一の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省環境省告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市奥殿町字赤峯五一の二・八二の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇の四、五一の六から五一の九まで、八二の三、八四の一、九一の七、九四の二、字菅伍田一の三、九の二、一三の四、一四の三、一六の二、二〇の五、字小滝二八の一二・二八の一八・二八の一九・二八の二一・四〇の二・四一の三・四一の一〇・四一の一二・五〇の一〇から五〇の一四まで・六六の一〇から六六の一二まで（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）、二八の七、二八の一六、四一の一、四一の二、四一の一一、五〇の二、五〇の三、字炭焼二八の二（次の図に示す部分に限る。）、字棚田一の九・一の一〇・一三の九から一三の一二まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字大沢洞四二の一五・四二の一六・五四の六・五四の九・五四の一五・五四の三〇・五四の三四・五四の三六・七二の四・七二の一六から七二の一九まで・七二の二一・七二の二三・一〇二の一一・一〇二の三〇・一〇二の三四・一〇二の三五（以上十九筆について次の図に示す部分に限る。）、五四の一六、五四の三一、七二の八、七二の九、七二の一一、七六、一〇二の一二、一〇二の三二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省環境省告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市奥殿町字赤峯五一の二・八二の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇の四、五一の六から五一の九まで、八二の三、八四の一、九一の七、九四の二、字菅伍田一の三、九の二、一三の四、一四の三、一六の二、二〇の五、字小滝二八の一二・二八の一八・二八の一九・二八の二一・四〇の二・四一の三・四一の一〇・四一の一二・五〇の一〇から五〇の一四まで・六六の一〇から六六の一二まで（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）、二八の七、二八の一六、四一の一、四一の二、四一の一一、五〇の二、五〇の三、字炭焼二八の二（次の図に示す部分に限る。）、字棚田一の九・一の一〇・一三の九から一三の一二まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字大沢洞四二の一五・四二の一六・五四の六・五四の九・五四の一五・五四の三〇・五四の三四・五四の三六・七二の四・七二の一六から七二の一九まで・七二の二一・七二の二三・一〇二の一一・一〇二の三〇・一〇二の三四・一〇二の三五（以上十九筆について次の図に示す部分に限る。）、五四の一六、五四の三一、七二の八、七二の九、七二の一一、七六、一〇二の一二、一〇二の三二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省環境省告示第八号

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代

遺伝子組換え生物等の第一種使用等の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十八年六月三日

承認番号　16―46A―0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事長　井邊　時雄 茨城県つくば市観音台３丁目１番地１
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	群馬県蚕糸技術センター 所長　須関　浩文 群馬県前橋市総社町総社2326番地２
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	隔離飼育区画における幼虫の飼育（３齢幼虫期以降から繭の形成まで）並びに繭の生産、保管、運搬、不活化処理及び廃棄並びにこれらに付随する行為
	隔離飼育区画の所在地：群馬県前橋市総社町総社2326番地２ 隔離飼育区画の名称　：群馬県蚕糸技術センター
	遺伝子組換えカイコ飼育調査区画
	使用等期間　：承認日から平成33年３月31日まで
	隔離飼育区画内の施設の内容：別に定める「隔離飼育区画の施設内容及び受容環境」のとおりとする。
	隔離飼育区画の要件：
	１　次に掲げる設備を有すること。
	(1)　施設内への部外者の立入りを防止するため、遺伝子組換えカイコ飼育調査区画（以下「隔離飼育区画」という。）を取り囲むように金属製フェンス（高さ1.8m）を設置している。
	(2)　遺伝子組換えカイコを飼育する区画であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。
	(3)　隔離飼育区画内のパイプハウス蚕室は鋼管による骨組みで、内側の網（４mm目以下）と外側のフィルムで二重に被覆している。外側のフィルムは、天井、妻面及び側面に開閉可能な部分があるが、内側の網は開閉しない（出入口を除く。）。
	(4)　隔離飼育区画内のプレハブ蚕室は屋根、壁、戸及び窓を備え、開閉可能な窓、戸（出入口を除く。）及び換気口には４mm目以下の網を張っている。
	(5)　隔離飼育区画内の残渣処理室は鋼管による骨組みで、全体を網（４mm目以下）で覆い、天井部外側をフィルムで被覆している。内側に網を保護する合板（高さ0.9m）を設置している。
	(6)　不活化処理で用いる冷凍庫（－30℃～－20℃設定）の設置は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に基づく第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が講じられた区画とする。
	２　次に掲げる事項を遵守すること。
	(1)　別に定める作業要領に従う。
	(2)　別に定めるモニタリング計画書に基づき、モニタリングを実施する。
	(3)　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。